

平成29年1月10日

保護者の皆様へ

県立横浜平沼高等学校長

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、気温も低くなり、インフルエンザや感染性胃腸炎といった感染症が流行する季節になりました。小・中・高等学校では、下の表にある学校感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の扱いとなります。その場合、医師の指示する期間中は、登校することはできません。医師から診断を受けましたら、至急担任へご連絡頂きますよう、宜しくお願いいたします。

また、出席停止の期間が終わり、登校する場合には、「学校感染症報告書」に記入、押印の上、速やかに担任まで提出してください。「学校感染症報告書」は、本校の公式ホームページからダウンロードすることが出来ますので、印刷してお使いください。このお知らせの裏面にも、印刷してありますので、こちらをコピーしてお使いになっても構いません。より安全に学校生活を送ることができるよう、ご協力宜しくお願いいたします。

問い合わせ先

生活グループ 担当 養護教諭

電話 045 (313) 9200

学校感染症と出席停止期間の目安(期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。) 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師の許可があるまで

裏面に、「学校感染症報告書」が載っています。

学校感染症報告書

(保護者の方がご記入ください。病院で記入してもらうと別途料金が発生する場合があります。)

年 組 番 氏名 _____

保護者氏名 _____ ㊟

出席停止の理由(診断名)	
診察を受けた医療機関名	
出席停止の指示を受けた日	平成 年 月 日
出席停止の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで